

## Ⅲ. 留意いただきたい内容

### 障害児通所系・訪問系サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

#### 1. 留意いただきたい事項

##### （1）事業所支援プログラムの作成・公表

児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援における事業所支援プログラムの作成・公表については、令和6年度報酬改定において義務化され、経過措置期間が設けられていましたが、令和7年4月1日から、支援プログラムの作成・公表が未実施の場合は、支援プログラム未公表減算が適用されます。

##### （2）基本人員の配置（月毎の配置）

- ・児童指導員又は保育士を常勤換算で2名以上（そのうち1名以上は常勤専従）配置してください。
- ・欠勤等があった場合、常勤職員であれば、欠勤が歴月で1か月以上続く場合を除き、常勤換算に含めることができますが、非常勤職員は常勤換算に含めることはできません。

##### （3）サービス提供時間帯を通じての人員配置（日毎の配置）

・当日の利用者の数が10人以下の場合は2名以上、11人以上15人以下の場合は3名以上の児童指導員等を配置してください。なお、上記の2名又は3名の児童指導員等は常勤職員でなくても構いません。

##### （4）児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の人員配置

・基本人員に加え、常勤専従又は常勤換算により各1名以上配置してください。両加算のうちどちらかを算定する場合は計3名、両加算とも算定する場合は計4名の児童指導員等の配置が必要です。

### Ⅲ. 留意いただきたい内容

#### 障害児通所系・訪問系サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

（5）放課後等デイサービスにおける「強度行動障害児支援加算（Ⅰ）」と「個別サポート加算（Ⅰ）」の上乗せ加算（30単位）について

上記の加算に係る強度行動障害支援者養成研修修了者の取り扱いは下記のとおりとなります。

	強度行動障害児支援加算（Ⅰ）	個別サポート加算（Ⅰ）の上乗せ加算（30単位）
強度行動障害支援者養成研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・実践研修修了者を配置</li><li>・単なる配置で可</li><li>・児発管でも可</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎研修修了者を配置</li><li>・単なる配置で可</li><li>・児発管は不可</li></ul>

\* 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）を算定している場合、個別サポート加算（Ⅰ）の上乗せ加算（30単位）の算定は不可。個別サポート加算（Ⅰ）自体（90単位）は算定可。

## Ⅲ. 留意いただきたい内容

### 障害児通所系・訪問系サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

#### （6）児童発達支援管理責任者に係る基礎研修修了者がOJTとして個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱い

○ 基礎研修修了者を児発管に係る人員配置基準上必要な数を満たすために配置する場合  
サービス提供に支障がない場合に限り、児童指導員等として配置したまま個別支援計画原案の作成業務に従事することは可能ですが、児童指導員等の職務に係る常勤換算上の勤務時間に算入することはできません。

○ 基礎研修修了者を児発管に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合  
児童指導員等として配置したまま個別支援計画の原案作成業務に従事することは可能であり、かつ、児童指導員等の職務に係る常勤換算上の勤務時間に算入することも可能です。

#### （7）放課後等デイサービスにおける学校休業日の取り扱い

○ 基本報酬における学校休業日

基本報酬における「学校休業日」は以下①②とされています。

①学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（土、日、祝日、教育委員会が定める日（夏休み等）、私立学校の学則で定める日）

②学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日又は 臨時休校の日（台風やインフルエンザ等による臨時休校日）

※「学校休業日」ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合は、休業日の取扱いとはしません。⇒基本報酬の時間区分3を算定できません。

## Ⅲ. 留意いただきたい内容

### 障害児通所系・訪問系サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

#### （7）放課後等デイサービスにおける学校休業日の取り扱い（続き）

○ 個々の児童の学校休業日の考え方

⇒学校に行かないことで欠席等の扱いにならない日が学校休業日となります。

学校休業日の例：学級閉鎖クラスの罹患していない児童を受け入れる必要が生じた場合

学校休業日にあたらぬ日の例：修学旅行等を休んでの利用、忌引休等の日に利用、始業式等の短縮授業後に利用

※事業所の中に、学校休業日に利用している児童と授業終了後に利用している児童がいる場合、個々の児童の利用実態に応じて、学校休業日又は授業終了後の報酬体系により算定してください。